





被保険者期間の計算

取得日 1月 2月 3月 4月 9月 10月 11月 12月 喪失日

「月」から「前月」まで

例 4/1 4/5 4/10 4月 4/25 4/30

20歳 海外へ 喪失 さらに 会社員と結婚 第3号取得

被保険者期間1箇月

同一月に2回以上の資格の得喪がある場合は、後の資格取得についての期間のみを1箇月の被保険者期間として算入する

基礎年金拠出金

厚年の実施者たる政府は→ 毎年度基礎年金の給付に要する費用にあてるため基礎年金拠出金を負担する

実施機関たる共済組合等は→ 基礎年金拠出金を納付する

$$\text{基礎年金拠出金の額} = \frac{\text{基礎年金の給付費}}{\text{国年の被保険者数}} \times \frac{\text{第2号・第3号被保険者数}}{\text{国年の被保険者数}}$$

(保険料・拠出金) 算定対象額

被保険者数の算定に含めるもの

- 第1号被保険者 → 保険料納付者 (納付済期間、 $\frac{1}{4}$ 免除、半額、 $\frac{3}{4}$ 免除期間を有する者)
- 第2号被保険者 → 20歳以上60歳未満の者
- 第3号被保険者 → すべての者

被保険者期間の計算

20才 5年 25才 海外在住 喪失 任意加入せず 55才 5年 60才 取得 第1号被 第1号被

被保険者期間は 5年 + 5年 = 10年となる

付加保険料

第1号被保険者及び65歳未満の任意加入被保険者は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、付加保険料を納付することができる

また

付加保険料を納付する者でなくなる申出をした場合は、この申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料につき、付加保険料を納付する者でなくなる

※既に納付されたもの及び前納されたものを除く

ただし

国民年金基金の加入員となった日の属する月以後の各月に係るものを除く

種別の変更

自営業(第1号) 4/1 4/5 就職してOLになった(第2号) 4/25 結婚して被扶養(第3号) 4/30

※4月は第3号被保険者としての被保険者期間となる

Point

同一月に2回以上の種別の変更があったときはその月は最後の種別の被保険者であった月とみなして被保険者期間を計算する

保険料の納付期限→翌月末日

8月 9月 10月

9/15に申出

9/30には付加保険料を納めなくてよい

9/30に納めるのは前月分だから

付加保険料を滞納した場合でも、時効消滅していない期間(2年間)までは遡って納付できる

国民年金原簿・被保険者に関する原簿

国民年金	厚生年金
厚生労働大臣は国民年金原簿を備え被保険者(第2号被保険者のうち第2～4号厚年被保険者であるものを除く)の	実施機関は被保険者に関する原簿を備え被保険者の
氏名	氏名
資格の取得及び喪失	資格の取得及び喪失の年月日
種別の変更 保険料の納付状況	標準報酬
基礎年金番号	基礎年金番号
その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする	その他主務省令で定める事項を記録しなければならない

第1号被保険者の産前産後機関の保険料免除

5月 6月 7月 8月 9月 10月

3月前 前月 出産予定月 翌々月まで

多胎妊娠

保険料免除の届出前に出産した場合は出産日の属する月

Point

- 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に係る期間は保険料納付済期間に算入される(死亡一時金・脱退一時金含む)
- 当該免除は法定免除・申請免除よりも優先される
- 当該免除の届出は出産の予定日の6月前から市町村に対して行うことができる
- 当該免除期間中も付加保険料は納付することができる
- 当該免除を受けている者であっても国民年金基金の加入員になれる
- 当該免除の規定は任意加入被保険者には適用されない